

保険・年金 フォーカス

年金改革ウォッチ:2013年11月 ～ポイント解説:国民年金保険料の徴収強化

年金総合研究センター 主任研究員 中嶋 邦夫
(03)3512-1859 nakasima@nli-research.co.jp

1 —— 先月までの動き

社会保障改革国民会議の報告書を受けて、社会保障審議会年金部会が半年ぶりに再開されました。また、「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」と「企業年金部会」が新設されました。

○社会保障審議会 年金部会

10月7日 (第15回) テーマ 年金制度を巡るこれまでの議論、今後の議論の進め方 等

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000025408.html> (配布資料)

10月24日 (第16回) テーマ 平成16年改革による年金財政フレーム下での「財政検証」の意義 等

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000027348.html> (配布資料)

○10月10日 社会保障審議会 年金個人情報適正な管理のあり方に関する専門委員会 (第5回)

テーマ これまでの議論 (ふりかえり)

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000026114.html> (配布資料)

○社会保障審議会年金部会 年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会

10月11日 (第1回) テーマ 今後の進め方、年金保険料の徴収体制強化等(現状と検討事項1) 等

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000025816.html> (配布資料)

10月25日 (第2回) テーマ 年金保険料の徴収体制強化等(現状と検討事項2) 等

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000027212.html> (配布資料)

○10月15日 公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議 (第6回)

テーマ リスク管理等を含むガバナンスの見直し

URL http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/koutekisikin_unyourisk/index.html (議事要旨)

○10月29日 社会保障審議会 企業年金部会 (第1回)

テーマ 厚生年金基金制度改正の施行に向けた検討内容 等

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000027734.html> (配布資料)

○10月31日 社会保障審議会 年金記録問題に関する特別委員会 (第7回)

URL <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000028321.html> (配布資料)

2 — ポイント解説：国民年金保険料の徴収強化

先月から「年金保険料の徴収体制強化等に関する専門委員会」がスタートしました。本稿では、急ピッチで議論が進められている国民年金保険料の徴収強化について、その意義と課題を考えます。

1 | 受給資格期間短縮への対応が喫緊の課題

名称に“体制”とあるように、当委員会発足の発端は民主党が掲げた歳入庁構想でした。政権交代で歳入庁構想は否定されましたが、保険料の滞納を減らすことは、どの政権にも共通する重要課題です。

当委員会は、来年度予算や通常国会での法改正、さらには来年4月から適用される日本年金機構の次期中期目標を念頭に、今年12月までに対策をまとめる予定です。しかし、早急に対策をまとめる意義は、別にあると思われます。それは、昨年の一改革で決まった受給資格期間短縮への対応です。

受給資格期間とは、年金を受け取るために必要な最低限の加入期間のことで、2015年10月¹に25年から10年に短縮されます。この短縮の恩恵を受けるのは、加入期間が25年未満のために年金を受け取っていない高齢者や、日本に住む期間が25年未満の方などが中心です。受給資格期間を満たしているかどうかに関わらず、日本に住む20～59歳の人には保険料を納める義務がありますが、10年に短縮されたと聞いて

「10年だけ加入すればよい」と考える人も少なくないでしょう。実際、2011年度に年金を受け取り始めた方の加入期間を見ると、現在の受給資格期間である25年の人数が、前後の年数の人数よりも多くなっています(図表1)。

加入期間が10年だと、受け取れる年金額は少額です。現在の基礎年金で考えると月額16,000円ほどです。10年しか加入しない動きが広まると、将来、生活保護を受け取る高齢者が増える懸念があります。そうならないよう、受給資格期間の短縮と並行して、保険料をきちんと納めてもらうための対策が必要になります。

2 | 十分な原因の把握と多様な対策が必要

第1回の会合では「国民年金保険料の納付率は年金制度の信頼のバロメータ」という発言もありました。しかし調査によると、滞納の最大の理由は「経済的に困難」で、実際の所得を調べると滞納者の方が納付者よりも所得が少ない傾向があります。また、国民年金加入者(第1号被保険者)の中で被用者(勤め人)が増えてきていることや、自営業よりも被用者で滞納率が高いことも分かっています。ただ、国民年金に加入する被用者がどんな人たちかなど、現状や滞納原因の把握はまだ不十分です。

世間の関心を集めやすい問題なので原因や対策が単純化されて広まりがちですが、様々な原因に合わせて、多様な対策を講じる必要があるでしょう。

図表1 2011年度新規受給権者の分布(人)

加入期間	合計	男性	女性
40年以上	74,324	37,492	36,832
35～39年	118,591	53,043	65,548
30～34年	77,667	24,921	52,746
29年	13,998	3,402	10,596
28年	12,568	3,119	9,449
27年	10,890	2,844	8,046
26年	9,712	2,684	7,028
25年	15,531	4,326	11,205
24年	7,150	1,723	5,427
23年	5,854	1,503	4,351
22年	4,994	1,109	3,885
21年	5,380	988	4,392
21年未満	33,918	5,103	28,815

(注) 加入期間が25年未満でも、基礎年金導入前の期間の合算などで年金受給の対象となっている。

(資料) 2011年度 厚生年金保険・国民年金事業年報

図表2 保険料を納めない理由(複数回答)

経済的に支払うのが困難	85.6%
年金制度の将来が不安	39.5%
厚労省・年金機構への不信	25.9%
年金額が不明、少ない	23.1%
これから納めても受給要件に未達	14.8%

(注) 上位5項目を取り上げた。理由は要約した。

(資料) 2011年 国民年金被保険者実態調査結果

図表3 就業状態の分布と滞納者の割合

	自営業主 ・家族	被用者 (勤め人)	無職	全体
就業状態の分布	22%	36%	39%	100%
各就業状態中の滞納者割合	21%	30%	26%	26%

(資料) 2011年 国民年金被保険者実態調査結果

1 正確には消費税率の2段階目の引上げ時期とされています。引上げ時期が変われば、当改正の時期も変わります。